

## 公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年3月27日

佐賀県プロバレーボール振興協議会会長 野中 修身

### 1 業務内容

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 委託業務名   | 佐賀県プロスポーツ等横断観戦促進業務委託          |
| (2) 委託業務の仕様 | 別添佐賀県プロスポーツ等横断観戦促進業務委託仕様書のとおり |
| (3) 履行期間    | 契約締結日から令和9年（2027年）7月30日（金）    |
| (4) 予算額     | 金10,500千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）  |

### 2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 手続等に関する事項

#### (1) 担当機関

佐賀県プロバレーボール振興協議会（事務局：佐賀県 SSP 推進局スポーツムーブメントチーム内）

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7526

FAX 番号 0952-25-7375

電子メールアドレス sports-movement@pref.saga.lg.jp

#### (2) 募集方法

佐賀県庁ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

### 4 説明会

(1) 日 時 令和 8 年（2026 年）4 月 3 日（金曜日）14 時 00 分から

(2) 場 所 佐賀県庁新館 6 階 62 号会議室

(3) その他

- ・説明会への出席が当該プロポーザルの参加要件ではない
- ・説明会への参加を希望する者は、4 月 2 日（木）17 時までに 3 の問い合わせ先にメールで、業者名、出席者名、連絡先を連絡すること。
- ・Web 会議システム「Teams」によるオンライン参加も可能なため、希望者はその旨も併せて連絡すること。
- ・説明会では、本件プロポーザル全般に関する補足説明並びに質疑応答を行う。補足説明及び質問応答の内容は必要に応じて、佐賀県ホームページに掲載、又は参加資格確認申請書を提出した者すべてにメールにて送付する。なお、当日は、佐賀県ホームページに掲載済みの資料の配布は行わないため、持参すること。

### 5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を 3 の担当機関に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出書類      ア 参加資格確認申請書（様式第 2 号）  
                      イ 誓約書（様式第 3 号）  
                      ウ 会社概要（パンフレットで可）

(2) 提出期限 令和 8 年（2026 年）4 月 13 日（月曜日）17 時まで

(3) 参加資格の確認結果は、令和 8 年（2026 年）4 月 15 日（水曜日）までに通知する。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

## 6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、「3（1）担当機関」に持参又は郵送すること。

### (1) 提出書類

- ア 表紙（様式第5号） 1部
- イ 提案書（任意様式） 8部

#### 【企画提案書の内容】

- ・提案者の強み
- ・業務の実施方針及び手法
- ・内容
- ・実施スケジュール案
- ・業務実施体制表
- ・セキュリティ対策

について記載すること。

- ウ 実績書（様式第6号） 8部
- エ 見積書（任意様式） 8部

注）・見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

- ・「佐賀県プロバレーボール振興協議会長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

### (2) 提出期限 令和8年（2026年）4月21日（火曜日）午後5時まで

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### (3) 企画提案書等の取扱

- ア 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。
- イ 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。
- ウ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- エ 提案書及び添付資料の記載事項は、原則としてすべて履行しなければならない。
- オ 真に必要な場合を除き、提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

## 7 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和8年(2026年)4月23日(木曜日)14時から
- (2) 場所 佐賀県庁新館6階 61号会議室
- (3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。
- (4) 実施方法
  - ア 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
  - イ 参加者側の出席者は3人以内(うち1人は業務を中心的に担当するものが望ましい)とし、ヒアリング時間は1者当たり30分程度(説明20分、質疑10分程度)を予定している。
  - ウ プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。
  - エ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、担当機関が準備するので、事前に申し出ること。ただし、パソコン等は持参すること。

## 8 結果の通知

令和8年(2026年)4月28日(火曜日)までにすべての参加者に対し通知する。

## 9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- (3) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点(総合点の5割)を定める。

## 10 業務の委託契約

- (1) 審査会により選定された最優秀提案者と佐賀県プロバレーボール振興協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において改めて仕様書を作成し、見積書の再提出を求める。
- (2) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (3) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は

尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。

- (4) 最優秀提案者は、仕様書協議・見積決定を経て、佐賀県プロバレーボール振興協議会から交付された契約書に記名押印し、見積決定通知を受けた日から10日以内に佐賀県プロバレーボール振興協議会会長に提出しなければならない。ただし、佐賀県プロバレーボール振興協議会会長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (5) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

## 11 その他

### (1) 契約事項

佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に準じて執行する。

### (2) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に準じ、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
  - (ア) 佐賀県プロバレーボール振興協議会を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
  - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
  - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

### (3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

### (4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合

の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

ア 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

イ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。

ウ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

(7) 仕様書等に対する質問

ア 受付期間：令和8年（2026年）3月27日（金曜日）～4月6日（月曜日）午後5時まで

イ 受付方法：様式第1号「仕様書等に対する質問書」をFAXまたは電子メールにより「3（1）担当機関」まで連絡すること。

ウ 回答方法：受付期間に寄せられた質問に対する回答については、令和8年（2026年）4月8日（水曜日）までに全参加者あてに質問内容及び回答を電子メールにより回答する。

(8) その他

ア 個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年度佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

イ この募集に伴い収集した個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム（[https://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00319144/index.html](https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html)）に基づき、この企画競争に係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。